

平成27年 3月16日

一般社団法人鹿児島県LPガス協会  
会 長 秋 元 耕 一 郎 様

鹿児島県危機管理局  
消防保安課長

質量販売に関する法令遵守の徹底について(注意喚起)

このことについて、経済産業省商務流通保安グループガス安全室長から別添のとおり通知がありました。

つきましては、県内の液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、下記事項について注意喚起をしていただきますよう、よろしく申し上げます。

記

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、質量販売を行う際は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第14条第1項に規定する書面の交付、同法第27条第1項に規定する消費設備調査及び周知の実施の有無について確認し、適合していない場合は適合するよう措置すること。

(連絡先)

消防保安課 保安係

担当： 上野

Tel : 099-286-2262

交付  
07  
1952



## 経済産業省

27 商ガ安第 10 号  
平成 27 年 3 月 10 日

鹿児島県危機管理局 消防保安課長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

### 質量販売に関する法令遵守の徹底について（注意喚起）

先般、本省所管の液化石油ガス販売事業者でかつ保安機関でもある事業者が行った質量販売において、消費者の一人が軽傷を負った火災事故について、供給開始時（容器の引渡し時）に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号。以下「液石法」という。）第 14 条第 1 項に規定する書面の未交付、並びに第 27 条第 1 項に規定する消費設備調査及び周知の未実施を確認しました。

本件は、容器の引渡しに当たり、消費者に対し、「消費設備調査を実施する必要がある。」旨の説明をしたところ、消費者に聞き入れてもらえず、事業者が容器と調整器を接続せずに容器を貸与したところ、事故に至ったというものです。消費者の要望に応えるためとはいえ、当該液化石油ガス販売事業者等が行った行為は、液石法第 14 条第 1 項並びに第 27 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に違反する不適切な行為であり、商務流通保安グループガス安全室長から、当該事業者に対し厳重に注意し、他の類似の行為（14 条書面の未交付、消費設備調査及び周知の未実施）の自己点検及び再発防止に関する措置を実施するよう指示しました。

つきましては、貴都道府県におかれましては、液化石油ガス販売事業者及び保安機関に対し、下記のとおり不適切な行為が行われないよう周知いただくようお願いいたします。

### 記

液化石油ガス販売事業者及び保安機関は、質量販売に際して、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため適切に保安業務を実施すること。